

平成 25 年 4 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク  
代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎  
(コード番号 7468)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 平井和明  
(TEL 03-5302-1569)

### 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「I 1（1）変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、平成 25 年 5 月 14 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I 当社定款の一部変更

##### 1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更その 1）

##### （1）変更の理由

平成 25 年 2 月 1 日付け当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」、同年 3 月 8 日付け当社プレスリリース「自己株式の公開買付けに係る公開買付け期間の延長に関するお知らせ」、及び同月 26 日付け当社プレスリリース「自己株式の公開買付けの結果及び終了に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、平成 25 年 2 月 4 日から平成 25 年 3 月 25 日までを公開買付け期間として、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始し、撤回することなく、本公開買付けの公開買付け期間の最終日をもってこれを終了いたしました。そして、本公開買付けの結果、当社は、平成 25 年 4 月 4 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 226,619 株を取得するに至りました。その結果、当社創業家の一員であると同時に第一位株主である栗原暎子が保有する当社普通株式に係る議決権の数（11,080 個）、及び、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎が保有する当社普通株式に係る議決権の数（10,100 個）の合計数は、総株主の議決権の数の 46.53%（小数点以下第三位を四捨五入。なお、総株主の議決権の数は、当社の第 38 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（47,787 個）より、本公開買付けに応募のあった株式（226,619 株）に係る議決権の数（2,266 個）を減じた数である 45,521 個として計算しております。）となっております。

当社は、平成 25 年 2 月 1 日付け当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」で表明しておりますとおり、当社が抱える事業政策上及び資本政策上の問題点等を踏まえると、本公開買付けを含む当社を非公開化させるための一連の取引が、当社の現状、上場廃止基準抵触の蓋然性、必要な合弁事業化及び新規事業等の施策の内容、当該施策が当社の業績や財務状態及び当社の株主の皆様と与え得る悪影響、並びに株主の皆様と還元可能な現預金の存在等を踏まえると、株主の皆様と利益の確保及び当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、並びに法務アドバイザーの助言等を踏まえると妥当であり、よって、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会をご提供できるものであるとの判断に至りました。

なお、当社は、平成 25 年 2 月 1 日付け当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」1.(2)において言及いたしました、既存の取引先との関係維持を目的とした新規事業をベトナムその他の海外で立ち上げることを企図し、新規事業のための社内体制の確立、現地視察など具体的に計画を進めておりますが、現状において、同プレスリリースにおいて本公開買付けの実施を決議した理由として表明した当社の現状、上場廃止基準抵触の蓋然性、必要な合弁事業化及び新規事業等の施策の内容、当該施策が当社の業績や財務状態及び当社の株主の皆様と与え得る悪影響、並びに株主の皆様と還元可能な現預金の存在等について、事情の変更はございません。

そのため、当社は、平成 25 年 2 月 1 日付け当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」で言及いたしましたとおり、上記本臨時株主総会及び本種類株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいたうえで、栗原暎子及び栗原新太郎のみを当社の株主として、当社普通株式を非公開化するために、次の①から③の各手続（以下総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①の手続による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、栗原暎子及び栗原新太郎を除く株主の皆様と取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、割り当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、法令の定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を売却し、その売却により得られた代金を、その端数に応じて各株主の皆様と交付いたします。かかる売却手続に関し、必

要となる会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項に基づく裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、A 種種類株式を当社が買い取り、また、その売却金額は、全部取得条項付普通株式の各株主の皆様が従前保有しておられた全部取得条項付普通株式の数に 210 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もございます。

「定款一部変更その 1」は、本非公開化手続のうち、上記①の手続を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①の手続は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②の手続を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

## （2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第 2 章 株式 （発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。  （新設）	第 2 章 株式 （発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、普通株式 19,99,990 株、A 種種類株式 10 株とする。</u>  <u>（A 種種類株式）</u> <u>第 5 条の 2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、 <u>A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）</u> <u>または A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）</u> に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、 <u>A 種種類株式 1 株につき 1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。</u> <u>A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u>
第 3 章 株主総会 （新設）	第 3 章 株主総会 <u>（種類株主総会）</u>

	<u>第 19 条の 2</u> <u>第 13 条、第 14 条、第 15 条、及び第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
--	--

## 2 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件（定款一部変更その 2）

### （1）変更の理由

「定款一部変更その 2」は、前記「I 1（1）変更の理由」でご説明申し上げた本非公開化手続のうち、②の手続として、「定款一部変更その 1」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、「定款一部変更その 1」における定款変更に基づき新たに設けられる A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記「I 1（1）変更の理由」のとおり、栗原暎子及び栗原新太郎を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

### （2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、「定款一部変更その 2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更その 1」及び下記 II 「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに普通株主の皆様による種類株主総会において「定款一部変更その 2」と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「定款一部変更その 2」に係る定款変更の効力発生日は、平成 25 年 6 月 21 日といたします。

（下線は変更部分を示しております。）

「定款一部変更その 1」による変更後の定款	追加変更案
第 2 章 株式 （新設）	第 2 章 株式 <u>（全部取得条項）</u> <u>第 5 条の 3</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

## II 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

前記「I 1 (1) 変更の理由」でご説明申し上げたとおり、当社は、当社が抱える事業政策上及び資本政策上の問題点等を踏まえると、本公開買付けを含む当社を非公開化させるための一連の取引が、当社の現状、上場廃止基準抵触の蓋然性、必要な合併事業化及び新規事業等の施策の内容、当該施策が当社の業績や財務状態及び当社の株主の皆様と与え得る悪影響、並びに株主の皆様と還元可能な現預金の存在等を踏まえると、株主の皆様の利益の確保及び当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、並びに法務アドバイザーの助言等を踏まえると妥当であり、よって、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会をご提供できるものであると判断いたしました。

II「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、前記「I 1 (1) 変更の理由」でご説明申し上げた本非公開化手続のうち、③の手続として、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更その 1」及び「定款一部変更その 2」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、「定款一部変更その 1」に係る変更後の定款に設けられる A 種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として栗原暎子及び栗原新太郎を除く全部取得条項付普通株主の皆様と交付する A 種種類株式の数は 1 株未満となる予定であり、具体的には、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに交付する A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付する予定です。このように割り当てられる A 種種類株式の数に 1 株未満の端数が生じる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、A 種種類株式を割り当てた結果生じる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の規定に従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様と交付いたします。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合に、全部取得条項付普通株主の皆様と交付することとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式については、会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取り、また、その売却金額は、各株主の皆様が従前保有しておられた当社普通株式の数に 210 円（本公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もございます。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更その 1」及び「定款一部変更その 2」に係る変更後の当社の定款の定めに基づき、下記 (2) において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 25 年 6 月 21 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更その 1」及び「定款一部変更その 2」がいずれも原案どおり承認可決されること、普通株主の皆様による種類株主総会において前記 I 2「定款一部変更その 2」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更その 2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

III 上場廃止の予定について

本臨時株主総会及び本種類株主総会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の議案が原案通り承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成 25 年 5 月 14 日から平成 25 年 6 月 17 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 6 月 18 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQにおいて取引することはできません。

IV 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	平成 25 年 3 月 26 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 25 年 4 月 5 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 25 年 4 月 10 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催	平成 25 年 5 月 14 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更その 1）の効力発生日	平成 25 年 5 月 14 日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 25 年 5 月 14 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日設定公告	平成 25 年 5 月 15 日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成 25 年 6 月 17 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 25 年 6 月 18 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 25 年 6 月 20 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更その 2）の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金）

V 少数株主の利益の保護に関する事項

栗原暎子及び栗原新太郎は当社の主要株主に該当します。当社は、主要株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得する等、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利害を害することのないよう適切に対応することといたしております。本取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

まず、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 25 年 2 月 1 日付け当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」の「2（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の各措置を講じております。

また、当社は、前記Ⅰ 1（1）及びⅡ 1 に記載のとおり、A 種種類株式の売却後に株主の皆様へ交付される金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（平成 25 年 6 月 20 日とすることを予定しております。）において全部取得条項付普通株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付け価格と同額である 210 円を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

さらに、当社の代表取締役社長である栗原新太郎は、本取得に関し当社と構造的な利益相反状態にあり、特別利害関係人に該当するおそれがあるため、本日開催の当社の取締役会における本取得に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、栗原新太郎を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が審議に参加し、助言のうえ当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである岩田合同法律事務所の法的助言を受けております。

なお、当社の取締役会は、上記決議に先立ち、栗原暎子及び栗原新太郎との間に利害関係のない岩田合同法律事務所に対し、当社の取締役会による本取得の実施に関する決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。その結果、当社の取締役会は、平成 25 年 4 月 3 日付で、岩田合同法律事務所より、本取得に際して栗原暎子及び栗原新太郎以外の全部取得条項付普通株主の皆様には本公開買付け価格と同等の金額（本取得前に保有していた普通株式 1 株あたり 210 円）の交付が予定されていることなどを前提として、①本取得の目的の合理性、②本取得に際して全部取得条項付種類株式の手法を用いることの相当性、③本取得の条件の公正性・妥当性、及び④本取得の手続きの適正性の各観点から総合的に検討すると、当社の取締役会による本取得の実施に関する決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見を得ております。

以上を踏まえ、当社の取締役会は、本取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではなく、かつ、当社の企業価値向上に資するものと判断しておりますので、本取得は適正性が確保されていると考えております。

以上